ほけんだより

札幌市立清田小学校
令和８年(2025 年)11 月１９日
No.7

今年はインフルエンザの流行が早く、清田小学校でも9月下旬頃から罹患者が出始め、10月と11月は学級・学年閉鎖となったクラスもありました。

これらの感染症を防ぐために、手洗い・うがいとともに大切なのが**「換気」**です。寒くなってきましたが、学校では休み時間ごとに窓を開けるなど、こまめな空気の入れ替えを行っています。教室内が肌寒く感じることもあるため、カーディガンやトレーナーなど、体温調節がしやすい**着脱可能な暖かい服装**で登校するよう御協力をお願いいたします。

インフルエンザ罹患者数

１０月・・・２３名
１１月・・・３４名
（１１月１３日現在）
その他～溶連菌、マイコプラズマ肺炎、新型コロナウイルス感染症

食物アレルギー調査を配付しました

食物アレルギーの有無にかかわらず、毎年全員に調査を行います。食物アレルギーがある場合は、後日必要書類をお渡しいたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、新規での申し出や内容に変更があったお子さんについては、お電話等で確認をさせていただく場合がございます。

11月27日（金）までに御提出ください

スポーツ振興センター災害給付について

学校管理下で発生した怪我等で病院を受診した際に、災害共済給付金が支給されるスポーツ振興センターからのお知らせです。

医療費給付事務にかかるシステム更新に伴い、令和8年11月下旬から令和9年1月上旬の期間中、給付金の請求を行うことができなくなります。

提出予定の書類がお手元にある場合は、11月25日（水）までに学校へ御提出ください。詳しくは次のページを御確認ください。



災害共済給付システムリニューアルに伴う重要なお知らせ

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
このたび、日本スポーツ振興センター（JSC）の「災害共済給付システム」が、令和9年（2027年）1 月から新しくなります。
システムリニューアルに伴い、災害共済給付金の申請手続きが一時的に停止となります。つきましては、以下の内容をご確認いただきますようお願いいたします。

■お手元の書類（医療等の状況等）の提出について

学校の管理下のけが等で医療機関を受診し、まだ学校へ提出していない書類がある場合は、下記の期限までにご提出をお願いいたします。

学校への提出期限：令和８年 11 月 25日（水）まで

※期限以降に提出された場合は、新システム稼働後（令和 9 年 1 月以降）のお手続きとなりますので御了承ください。





■令和９年１月以降の申請方法について

令和 9 年 1 月からは、新システムでの申請手続きに移行します。
新システムでは、保護者の方に、スマートフォンやタブレットなどで「医療等の状況」等を撮影し、アップロードして書類をご提出いただく機能を設けています。
システム操作方法については、実際に御請求いただく際に御案内します。

■請求期限（時効）に関して

災害共済給付の請求には期限（時効）があり、同一の負傷又は疾病に係る医療費の月分ごとに、翌月 10 日の翌日（11 日）から起算して 2 年の間に請求を行わないときは時効となり、給付を受けることができなくなります。
ただし、今回のシステムリニューアルに伴う請求停止期間中に時効を迎える請求については、JSC において必要な対応を行い、給付を受ける権利が失われないようにいたしますので、御安心ください。

令和8年12 月より保護者の方向けのご案内チラシ・動画が公開されますので、ぜひ御覧ください！

